

# 平成26年1月から

# 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得の金額等の合計が300万円を超える方です。

## ■平成26年1月からの

### 記帳・帳簿等の保存制度

#### ●対象となる方

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

#### ●帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

#### ●記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易的な方法で記載してもよいことになっていきます。

### 【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

## 説明会のご案内

税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。説明会への出席を希望される方は、米子税務署までお問い合わせください。

【担当】 個人課税第一部門 記帳指導担当 ☎57-3338

## 防災行政無線 戸別受信機「故障かな?」と思ったら点検を!

最近、防災行政無線の戸別受信機の故障に関するお問い合わせが増えています。戸別受信機は点検することで、故障を減らすことができます。放送が聞こえなくなったり、機器の調子が悪くなった時は次のことを点検してください。



乾電池	乾電池の交換を行っていますか。乾電池が中で腐食していませんか。乾電池を交換しないままにしておくと、液漏れなどが故障の原因となります。乾電池を使っていない場合でも、1年を目安に交換をお願いします。
汚れ・ほこり	戸別受信機にほこりがたまっていませんか。内部にほこりが入らないように、乾いた布でふきとりを行うか、OA用のエアクリナーなどでほこりを取り除いてください。
設置場所	台所に戸別受信機を置いていませんか。戸別受信機は精密機械です。蒸気や煙、油分や水分が内部に入ると故障の原因となります。また、テレビ、ラジオなどの近くに置くのは避けましょう。テレビやラジオなど、強い電波を発する機械のそばに置くと、電波が受信しづらくなることがあります。
アンテナ	屋外アンテナにくもの巣や木の枝が触れていませんか。※屋外アンテナは、戸別受信機のアンテナだけでは電波が入りにくい世帯にのみ取り付けられています。

※ これらの確認を行っても受信状態が改善されない時は、担当までご連絡ください。

【問い合わせ先】 企画政策課 情報政策室 (☎66-3113)